

**令和 3 年度「特別支援教育の推進に関する関係課長連絡会議」
「特別支援教育教育担当者会議」合同会議
事前調査票 記載要項・質問一覧**

【記載の留意事項】

- 以下の 1～4 について、回答を作成の上、メールにてご提出願います。
- ※「1. Q1～Q5 及び Q9」は都道府県教育委員会のみ回答
- ご提出いただいた資料は、各都道府県及び指定都市に共有させていただきます。
- 既存の資料をご活用いただいても構いません。
- 回答は、それぞれの問毎の「(答)」の下に御記入ください。回答の分量に応じて、適宜改行ください。

【質問一覧】

1. 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(以下、「手引」という。)について

< Q1～Q5 及び Q9 は都道府県教育委員会のみ回答 >

Q1. 市区町村教育委員会による小中学校等内の学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)の決定及び学びの場の見直しについて、都道府県教育委員会による助言や支援はどの程度行われていますか。行われている場合は、手引の第2編モデルプロセスを踏まえ、次の①～④の問にお答えください。

【都道府県教育委員会のみ回答】

Q2. 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の決定及び学びの場の見直しについて、その子供の障害の状態等を把握し、教育的ニーズを整理することについて、都道府県教育委員会が市区町村教育委員会に再考を促すことはありますか。ある場合、そのタイミング、参加者、方法について、概要をお答えください。

【都道府県教育委員会のみ回答】

Q3. 域内の小中学校等の特別支援学級に在籍している子供について、都道府県教育委員会として教育課程における各教科等及び自立活動や交流及び共同学習の実施時間数を把握していますか。把握している場合は、その目的についてお答えください。

また、都道府県教育委員会として把握した情報を踏まえ、障害のある子供の学びの場の決定及び学びの場の見直しについて、これまで市区町村教育委員会や小中学校等に対する指導・助言を実施したことはありますか。ある場合は、どのような状況に対し、どのような指導・助言をしたかをお答えください。(ない場合は「Q4」へ)

【都道府県教育委員会のみ回答】

Q4. 都道府県教育委員会として、域内の小中学校等の特別支援学級において、次の①～③の

ような状況を把握したことがありますか。ある場合は、該当する番号を記載の上、都道府県教育委員会としてどのような対応を行ったか/行う予定かをお書きください。

【都道府県教育委員会のみ回答】

- ① 大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学んでいる
(例：通常の学級以外の特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保していないなど)。
- ② 特別支援学級で当該学年の教科を学んでおり自立活動を設けてない。
- ③ 他の市区町村と比べて、特別支援学級在籍者又は通級による指導を受ける子供の割合が著しく高い市区町村がある。

Q 5. 新しく作成された手引を踏まえて、貴都道府県における今後の課題や、新たに手続き等について見直す点があれば、現段階でのお考えを具体的にお聞かせください。また、その場合、来年度の就学手続きに向けて検討されていることがあれば、お聞かせください。

【都道府県教育委員会のみ回答】

Q 6. 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために」(令和3年6月30日)を市区町村教育委員会・学校に周知しましたか。

Q 7. 貴教育委員会における医療的ケア担当者の配置状況について、下記選択肢から当てはまるものを1つ選択してください。

Q 8. 令和3年度の貴教育委員会が行う医療的ケアに関する研修の実施状況・予定について、下記選択肢から当てはまるものを1つ選択してください。

回答に当たっては、下記平成31年3月20日付け通知の記載の参照の上、記載に該当する研修や、それに類する研修についてお答えください。

Q 9. 貴教育委員会が、域内の医療的ケア実施体制の充実に向け、域内市区町村教育委員会に対して行っている取組内容について、下記選択肢から当てはまるものを選択してください。

【都道府県教育委員会のみ回答】

Q 10. 学校における医療的ケアに関して、貴教育委員会・域内市区町村教育委員会が抱える課題について、教育委員会担当者として把握している範囲で、下記選択肢から当てはまるものを選択してください。(複数回答可)また、任意で、その具体的な内容をお書きください。

Q 11. 合同会議当日、文部科学省から自治体への主な質問に答える時間を設けます。手引に関し、お聞きになりたいことがあればお答えください。

2. 教員研修による人材育成、免許法認定講習による専門性向上について

- Q 1. 各地域において策定される教員育成指標（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）の内容について、初任者から、管理職まで、教員育成指標全てに特別支援教育（発達障害を含む）に係る指標を明確に位置付けていますか。位置付けている場合、その概要をお答えください。
- Q 2. Q 1 で回答した指標を踏まえ、初任者、教員、管理職の資質の育成・向上に向け、特別支援教育（発達障害を含む）に係る教員研修計画の策定・見直しを行っていますか。該当する場合、直近の見直し内容の概要をお答えください。
- Q 3. 貴教育委員会で開講する免許法認定講習について、教員が受講しやすくするための工夫を行っていますか。
- Q 4. 教員研修や免許法認定講習をオンラインで実施するにあたり、オンラインでは実施不可能（又は困難）な研修内容や、それらの研修を実施する上での工夫はありますか。その理由もお答えください。
- Q 5. 教員研修、免許法認定講習の計画・実施にあたっての課題があればお答えください。
- Q 6. 合同会議当日、文部科学省から自治体への主な質問に答える時間を設けます。教員研修による人材育成、免許法認定講習による専門性向上について、お聞きになりたいことがあればお答えください。

3. 人事交流による人材育成について

- Q 1. 貴教育委員会において、小・中・高等学校から特別支援学校（あるいは特別支援学校から小・中・高等学校）への人事交流について、特別支援教育の充実の観点から、人材育成のビジョンや方針を掲げて実施していますか。実施している場合、その概要をお答えください。
- Q 2. 小・中・高等学校から特別支援学校（あるいは特別支援学校から小・中・高等学校）への人事交流の終了後、教員が得た知見や経験を、人事交流前に所属していた組織内で広めたり、教員自身が専門性を発揮したりするため、どのような工夫をしていますか。
- Q 3. 貴教育委員会において、特別支援学校教諭免許状の保有や、特別支援教育に携わった経験（特別支援学級担任や通級指導教室の担当を含む。）、学校間の人事交流の経験が、管理職

登用に考慮される等のインセンティブの付与を行っていますか。行っている場合、どのような取組を実施しているかお答えください。

Q 4. 人事交流、人材育成にあたっての課題があればお答えください。

Q 5. 合同会議当日、文部科学省から自治体への主な質問に答える時間を設けます。人事交流による人材育成について、お聞きになりたいことがあればお答えください。

4. その他

Q 1. 貴教育委員会において、障害のある子供の学習又は生活の支援を目的とし、学生や一般市民等が、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校でボランティア等を行う取組を実施していますか。実施している場合は、その内容についてご回答ください。また、上記の目的による学校でのボランティアの取組を推進するため、国において、どのようなことを期待するか、簡潔にお書きください。

Q 2. その他、文部科学省が実施する特別支援教育関係施策に関し、ご不明点やご要望等あればご回答ください。